

2020年1月28日

聖マリアンナ医科大学  
学長 尾崎 承一 殿

公益財団法人 大学基準協会  
会長 永田 恭介

### 異議申立に対する審査結果

標記について、貴大学からの異議申立に対して審査した結果、本協会の大学基準に適合していないとの判定に対する異議申立については、棄却が相当であり、大学基準に適合していないとの判定は相当である。

### 理 由

#### 1 事実

異議申立趣意書（2019年10月16日付）の提出を受け、同年11月28日及び12月18日に異議申立審査会を開催し、慎重に審査を行った。審査に当たり12月18日に、公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程第8条第2項に基づき貴大学への意見聴取を実施した。

その後、同規程第9条に基づき作成された審査結果（案）については、同規程10条に基づき本協会理事会において審議を行い、決定した。

#### 2 異議申立の趣旨及び要旨

このたびの異議申立の趣旨は、本協会の「大学基準に適合していない」との判定を取り消し、本協会の「大学基準に適合している」との認定を求めるものである。

本協会が貴大学に対する調査結果に基づき前回の大学評価結果を「大学基準に適合していない」へと変更した経緯は、以下の通りである。

貴大学は、2016（平成28）年度に本協会の大学評価を申請し、その結果、本協会は「大学基準に適合している」と認定を行った。しかし、その後、文部科学省が2018（平成30）年12月14日に公表した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」において、貴大学の入学者選抜について「不適切である可能性の高い事案」との指

摘がなされたことを受け、本協会理事会は「大学評価に関する規程」第24条に基づき、前回の大学評価結果の妥当性を検証するため、貴大学に対する調査を行うことを決定した（2019（平成31）年1月31日）。

理事会からの付託により、大学評価委員会のもとに貴大学を含む7大学の医学部医学科の入学者選抜に関する調査分科会が設置された。同調査分科会は、書面調査及びヒアリングを実施し、貴大学が前回大学評価を申請した2016（平成28）年度及び認定期間中に、入学者選抜について問題があったのか否かを調査した。調査の結果、貴大学医学部医学科の入学者選抜において、不適切な受け入れが行われていたとは断定できないものの、入学者選抜の体制・方法や管理運営、内部質保証において重大な問題があったと判断された。この結果を受けて、理事会は審議の結果、前回の大学評価結果における「大学基準に適合している」との判定を取り消し、「大学基準に適合していない」と判定を変更したものである。

理事会において、前回の大学評価結果における適合判定から「大学基準に適合していない」へと判定を変更した理由は、上記調査の結果、前回の大学評価を行った2016（平成28）年度から2018（平成30）年度において、「学生の受け入れ」「管理運営」及び「内部質保証」に関して以下のような重大な問題が認められたことを踏まえ、総合的に判断したことによる。

（1）「学生の受け入れ」

一般入試の「調査書等の評価」にあたって、入試委員会委員長及び2名の副委員長の計3名のみで、配点や評価基準を決定し、事前に教授会の合意を得ないまま、採点評価を実施していたことは不適切であり、入学者選抜の体制・方法に不備があった。また、その仕組みのもとで実施した入学試験の結果は、最高点、最低点及び平均点に関して、一次試験及び二次試験における評価の後に行われた「調査書等の評価」によって状況が大きく変わり、女性より男性が、多浪生より現役生が顕著に高い点数となっていたにもかかわらず、入学者選抜に関して、適切な検証をしていなかったことから、公正性・公平性を担保するため、適切に点検・評価することが求められる。

（2）「管理運営」

規程では入試委員会で入学試験の実施に関する事項の検討を行うとしているにも関わらず、実際には委員会等の機関で事前に合意された基準がないまま、毎年、同委員会の委員長及び副委員長2名の計3名のみで調査書等の評価基準や配点を決定しており、規程に示された入学者選抜の手続と異なる選抜プロセスがとられていた。このことから、大学として「学生の受け入れ」に対して規程に則した適切な管理運営を行ってきたとはいえ、ガバナンスを機能させることが求められる。

（3）「内部質保証」

自己点検・評価を通じて「学生の受け入れ」に示した重大な問題点の認識・把握・

改善が行われておらず、大学としての質の保証が不十分である。自己点検・評価のあり方を見直すとともに、大学として諸活動が適切な水準で実施されていることを大学自らの責任で説明し、証明しうるよう、内部質保証システムの改善が求められる。

上記の判定理由に対して、貴大学より、調査結果全体及び各段落の記述に対して事実誤認が申し立てられたが、大要すると以下のような意見・異議が申し立てられている。

- (1) 調査結果においては3つの大学基準に関する指摘があるが、各大学基準にはそれぞれ複数の「点検・評価項目」が定められており、各項目で定められた「評価の視点」に基づき判断されるべきものであると『大学評価ハンドブック』で示されている。したがって、いずれの「点検・評価項目」を充足しないのか明示する必要がある。
- (2) 第三者委員会の報告書が公表されていないことを各所で指摘しているが、監事監査の結果は文部科学省に提出して事実を明らかにし、要約した内容を公表している。第三者委員会の報告書が公表されていないことを記載するのは判定事項の範疇外にあたるため、適切ではない。
- (3) 「学生の受け入れ」において、調査結果に例示として記述されている2018(平成30)年度一般入試の結果に基づく男女別・属性別の平均点に関し、一次試験(学力試験)の平均点を問題とすることは適切ではない。また、二次試験(小論文・面接)の平均点と一次試験の平均点を並列表記することも適切ではない。さらに、2019(令和元)年度の入学試験の結果を示して、それをもとに前年度(2018(平成30)年度)入試の不適切性を指摘するのは適切ではなく、2019(令和元)年度入学試験の結果で男女間の合格格差が大幅に低下している大学は本学以外にも存在することから、事実誤認である。
- (4) 「学生の受け入れ」において、3名の役職者が調査書等の配点・評価基準を決定し、教授会の合意を得ないまま評価していたことは不適切と指摘された箇所について、教授会は最終的な合格者決定にのみ関与し、入試委員会の独立性を維持しているので、調査結果の記述は適切ではない。また、調査書の評価を意図的に学力試験、面接、小論文の試験結果をくつがえすために仕組みとして設けていたわけではなく、入試委員会の独立性を重視・尊重することで入学試験の公正性・公平性を担保しようとしていたものであり、入学試験の公正性・公平性の担保に対する意識が欠如していたわけではないことから、事実誤認である。
- (5) 「学生の受け入れ」において、アドミッション・ポリシーには、求める学生像を示したうえで求める学力を示しており、人物重視であることは明確である。これに基づいた入学試験を行っていることから、アドミッション・ポリシーに基づく公正かつ適切な入学者選抜が行われていなかったとの指摘は事実誤認である。

- (6) 「管理運営」において、入試委員会は規程に則り合格者の判定を教授会に諮り、合格者について常任役員会の承認を経ているにも関わらず、「学生の受け入れ」で指摘した問題点をもって、ガバナンスが機能していない、管理運営が適切でなかったと判断することは事実誤認である。
- (7) 「内部質保証」において、毎年度末に入試委員会において当該年度の入学試験の振り返り評価を行っており、実施体制や試験結果の公正性・公平性についての検証を放棄していたわけではないにも関わらず、「学生の受け入れ」で指摘した問題点をもって、入学試験に関する実施体制や試験の結果の公正性、公平性について十分な検証がなされていなかったと判断することは事実誤認である。

### 3 異議申立理由に対する判断

このたびの調査及び調査結果に基づく前回の大学評価結果の判定変更の手続については、理事会が前回の大学評価結果の妥当性を検証するため、医学部医学科の入学者選抜に関する調査の実施を決定した後、以下のようなプロセスで進められた。すなわち、(1) 調査分科会は貴大学に対して調査の実施、調査に係るスケジュールを通知するとともに、調査にあたって必要な資料の提出依頼を行った。その際に、文部科学省の「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」で指摘された「不適切である可能性の高い事案」に関して大学自らが事実を説明した報告書、同報告書の根拠資料及び第三者委員会等の報告書の提出を求めた。(2) 貴大学はこれに応じて報告書を作成し、根拠資料とともに提出した(なお、第三者委員会等の報告書は完成していないとのことであったことから、完成次第提出するよう求めた)。(3) 書面調査を実施し、報告書及び根拠資料では十分でなかった情報に関する資料の追加提出及び質問事項に対する回答を依頼し、これらの提出及び回答を得たうえでヒアリングを実施した。(4) ヒアリング後、再度第三者委員会等からの指摘事項や報告書を含む資料及び事実を確認するための資料等の提出を依頼した。(5) 大学による調査結果(案)の事実確認の機会を設けた。大学評価委員会における調査結果(案)は、以上のような事実誤認を防ぐための措置がとられたうえで審議され、確定している。

その後、理事会は、調査結果に基づき前回の大学評価結果の妥当性を検証し、このたびの前回の大学評価結果の判定変更に至った。このことから、今回の判定は、調査・決定の適正なプロセスを経て決定されていると判断する。また、その判定の基礎となる根拠資料の取り扱いに瑕疵はなく、事実を誤認したとの結論には至らない。

貴大学からの異議に関しては、事実誤認の論拠となる新たな事実が示されていないことから、調査結果における「意図的に属性による差異を設けていた事実は確認できないものの、入試委員会の委員長・副委員長3名で調査書等の配点及び評価基準を決定し、教授会の合意を得ないまま、調査書等を評価していたことは不適切であり、入学者選抜の体制に不備があ

ったといえる。また、特定の者の主観的な判断が入りやすい状況で行う『調査書等の評価』によって、学力試験、面接、小論文の試験結果を大きくくつがえすことを可能とする仕組みとなっていた点、その仕組みのもとで実施した入学試験結果には実際に属性による偏りがあった点を踏まえると、入学者選抜の方法には明らかに問題があり、大学として入学試験の公正性・公平性に対する意識が欠如していたといわざるを得ない。」（「聖マリアンナ医科大学医学部医学科に対する調査結果」 3 頁）との判断に事実誤認はなく、「学生の受け入れ」に係る異議は認められない。

また、「管理運営」における「入学者選抜の方法に関する問題を踏まえ、聖マリアンナ医科大学の管理運営においては、問題を指摘せざるを得ない。」（「聖マリアンナ医科大学医学部医学科に対する調査結果」 4 頁）との判断、「内部質保証」における「今回の問題に鑑みると、入学試験に関しては、その実施体制や試験の結果の公正性、公平性について十分な検証がなされていなかったといえる。」（「聖マリアンナ医科大学医学部医学科に対する調査結果」 4 頁）との判断のいずれにも事実誤認はなく、「管理運営」及び「内部質保証」に係る異議も認められない。

これらの問題を総合的に勘案し、理事会において貴大学には上記 3 基準に関して重大な問題が生じていたことから、前回の大学評価結果における判定を変更し、「大学基準に適合していない」と判定したことに事実誤認はなく、本件にかかる異議は認められない。

ただし、調査結果において、社会から誤解を招く可能性がある表現については、正確に記述することが必要である。すなわち、調査結果の「以上のことから、意図的に属性による差異を設けていた事実は確認できないものの、入試委員会の委員長・副委員長 3 名で調査書等の配点及び評価基準を決定し、教授会の合意を得ないまま、調査書等を評価していたことは不適切であり、入学者選抜の体制に不備があったといえる。」（「聖マリアンナ医科大学医学部医学科に対する調査結果」 3 頁 6～9 行目）との記述については、入試委員会の委員長・副委員長 3 名による調査書等の評価の配点及び評価基準を必ず教授会で合意する必要があるように読める可能性がある。本協会としては、入試委員会の委員長・副委員長の 3 名で調査書等を評価する際の配点及び基準が学内のいずれの会議体でも審議・決定されていないことを問題とし、審議事項として学生の入学に関する事項を含む教授会でも審議していないという趣旨で記述したものであり、必ずしも教授会のみで合意することは求めている。したがって、当該箇所について記述の正確性を期すよう調査結果を修正する。

以 上